

研究開発用オフィス（半導体関連産業）

1. 対象事業

対象分野	主な事業
知識創造型産業 (ソフトウェア・デジタルコンテンツの開発等)	システムLSI設計等の半導体に関する研究開発

要件
(※1)

基準

 延床面積 **0㎡以上** (※2)
 常用雇用 **1人以上** (※3)

大規模

 延床面積 **200㎡以上**
 常用雇用 **10人以上** (※3)

2. 主な要件・交付内容(賃借型)

賃料への 交付金(※4)	金額	年間賃借額の 1/4	年間賃借額の 1/4
	回数	1回	2回
	上限額	1,500万円 (㎡あたり4,000円/月)	5,000万円/回 (㎡あたり8,000円/月)



雇用への 交付金(※5)	金額 (1人あたり)		正社員(※6)	その他の常用雇用者
		福岡市民(※7)	100万円	15万円
		福岡市民以外	10万円	5万円
	対象者(1人1回)	操業開始時の雇用者 (創業5年以内の場合:最大3年間の雇用者(※8))		
	上限額	(基準) 5,000万円	(大規模) 1億円	



設備への 交付金	金額	対象経費の 1/2
	対象経費(※9)	設備(ソフトウェアを含む)の導入に要する経費 ※半導体に関する研究開発のみに用いるものに限る。
	上限額	1,000万円



日本初進出の外国・外資系企業の場合

設立費用 への交付金	金額	対象経費の 1/2
	対象経費(※9)	市場調査、通訳、各種許認可の取得、登記等に要する経費、 拠点設立に係る従業員の採用に要する経費等 ※公租公課を除く。 [姉妹都市またはMOU(経済交流等に関する覚書)締結都市からの進出企業は、 渡航費(※10)も対象]
	上限額	300万円

(※1)要件は、操業開始時から満たしていることが必要 (※2)占有スペースの賃貸借契約が必要(バーチャルオフィス、コワーキングスペースは対象外) (※3)自社の雇用保険に加入し、対象の研究開発を行う者が対象 (※4)賃料への交付金は、オフィスおよび研究開発設備機器の年間賃借額(消費税及び共益費は除く。)が対象 (※5)雇用への交付金は、操業開始時に雇用が確認でき、その後1年以上の継続雇用が確認できた方が対象 (※6)雇用期間の定めがなく、健康保険及び厚生年金に加入している常用雇用者 (※7)福岡市民は、住民票等の提出書類で確認できた方が対象 (※8)地方拠点の分社化など、新規の創業と認められない場合は対象外。福岡創業または創業5年以内かつ福岡市へ本店登記を移転する事業者は、創業5年までの間で、最大3年間の雇用者(1年以上の継続雇用が確認できた方)を対象とし、各年増加した雇用者が対象(1人1回) (※9)操業開始した日以前1年以内の経費が対象 (※10)2名×2往復までの、航空等運賃が対象

試算例

オフィス賃料を8,000円/㎡と仮定して、2つの事例で交付額を試算しました。

【ケース1】基準型

- ・ファブレス企業が、半導体設計用オフィスを設立
- ・オフィス面積: 20㎡
- ・雇用人数: 2名(福岡市民/正社員)
- ・導入設備: EDAツール(1億円)

【ケース2】大規模型

- ・半導体製造企業が、設計開発用オフィスを設立
- ・オフィス面積: 300㎡
- ・雇用人数: 30名
 - ・正社員(福岡市民) 15名
 - ・契約社員(福岡市民) 14名
 - ・アルバイト(市民以外) 1名
- ※このほか、派遣社員10名
- ・導入設備: クリーンルーム(3,000万円)

	交付金	内 訳
賃料 への交付金	24万円	オフィス年間賃料96万円 ×1/4 (20㎡×4,000円×12月)
雇用 への交付金 (※1)	200万円	・正社員(福岡市民)2名×100万円=200万円
設備 への交付金	1,000万円	経費の1/2(上限1,000万円)
計	1,224万円	

	交付金	内 訳
賃料 への交付金 (※2)	1,440万円	オフィス年間賃料2,880万円 (300㎡×8,000円×12月) ×1/4×2回(大規模)
雇用 への交付金 (※1)	1,715万円	・正社員(福岡市民)15名×100万円=1,500万円 ・契約社員(福岡市民)14名×15万円=210万円 ・アルバイト(市民以外)1名×5万円=5万円 ※派遣社員は対象外(直接雇用者が対象)
設備 への交付金	1,000万円	経費の1/2(上限1,000万円)
計	4,155万円	

(※1)雇用への交付金は、操業開始時から1年以上の継続雇用を確認した後に交付します。(※2)720万円×2回交付。

3. その他重要事項

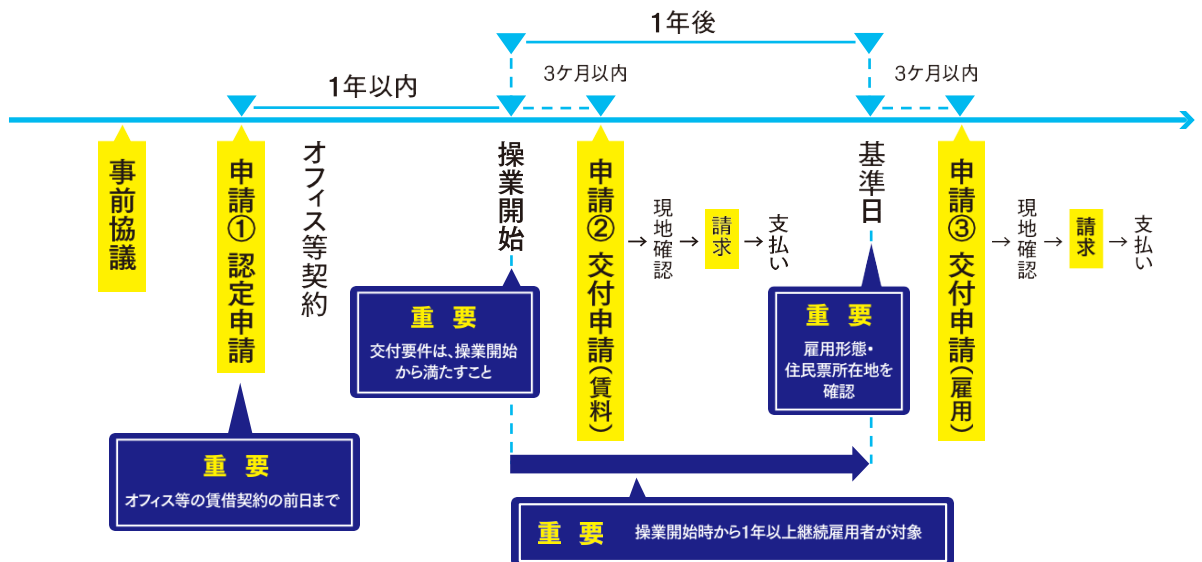
【申請時期】 オフィス等の賃借契約の前日までに、認定申請が必要です。

【操業開始期限】 認定申請日から1年以内 ※所有型の場合は3年以内

【継続義務期間】 賃借型5年間 ※所有型の場合は10年間 ※期間内に事業縮小・撤退された場合、交付金の全額又は一部を返還していただきます。

立地交付金の申請にあたっては、「福岡市企業立地促進条例」ほか関係規定をご一読いただき、定められた規定を遵守することに同意の上、ご申請ください。

手続きの流れ



※事業継続義務期間内に事業縮小・撤退された場合、交付金の全額又は一部を返還していただきます。

お問合せ

■ 経済観光文化局 投資交流推進部 企業誘致課

- TEL: 092-711-4849 ● FAX: 092-711-4354
- E-mail: invest@city.fukuoka.lg.jp
- 〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1 14階

■ 福岡市 東京事務所

- TEL: 03-3261-9712 ● FAX: 03-5276-7895
- E-mail: tokyooffice.GAPB@city.fukuoka.lg.jp
- 〒102-0093 東京都千代田区平河町2丁目4-1
日本都市センター会館12階

福岡市立地交付金

検索

